

千葉県経協労働法 フォーラム

平成30年10月16日火

場所／京成ホテルミラマーレ6階【ローズルーム】

第1テーマ

9:45～11:45

判例から考察する

労働契約法第20条(不合理な労働条件の禁止)の解釈

～長澤運輸事件、ハマキョウレックス事件最高裁判決から見る対応策と課題～

けやき総合法律事務所 徳吉 完 弁護士
柿田 徳宏 弁護士
柴田 亮太 弁護士

第2テーマ

13:00～15:00

労働時間管理をめぐる諸問題

弁護士法人リーガルプラス 谷 靖介 弁護士

第3テーマ

15:15～17:00

近時の裁判例から見る労働問題

弁護士法人リバーシティ法律事務所 荒川 俊也 弁護士
和田はる子 弁護士

参加費
無料

▶お申し込み

(一社)千葉県経営者協会ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/>

お問合せ先 (一社)千葉県経営者協会 宇野 TEL 043-246-1158

※各テーマごとにお申込みいただけます。定員に達し次第お申込みを締め切らせていただきます。
※登壇者は、やむを得ない事情等により変更となる場合があります。